

関島社会保険労務士事務所便り

2010 年
12月号

社会保険労務士・行政書士

関 島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



新卒者の就職活動開始時期の見直し

◆相次ぐ見直しの表明

9月下旬、大手商社7社は、企業における大卒者の採用活動時期を遅らせるよう、日本経団連に呼びかける考えを表明しました。

「就職活動の長期化が学業の妨げになっている」との意見が強いためであり、商社自身の採用試験の時期も見直していくとしています。

また、10月初旬には、社団法人日本貿易会（貿易商社の業界団体）が、新卒者の採用活動に関して、2013年度入社対象の新卒者から、採用スケジュールを遅らせるべく具体的な検討を始め、また、各産業界が協調して見直しが実現できるよう日本経団連などの関係団体に働きかけると発表しました。

◆採用側企業の発表を受けて

これら採用側企業の動きを受けて、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、連名で245の主要経済団体、業界団体に向けた、早期の採用選考活動の抑制などを要請する文書を送りました。この要請文の中では各団体の努力を求めています。

また、リクルートや毎日コミュニケーションなど就職情報会社10社で構成する「日本就職情報出版懇話会」でも、就職活動の早期

化への批判に対応し、新卒者の採用情報を提供するサイトの開設時期について、例年から1カ月以上遅らせて、来年は11月1日以降にすると発表しました。

◆これまでの就活の流れに変化

これまでの流れとしては、まず、大学3年生の8月ごろに「インターンシップ」を行う企業が出てきます。そして、10～11月にかけて「就職情報サイト」が開設され、「業界別セミナー」や「就活フェア」なども開かれます。

そして年が明けた1月ごろから「会社説明会」の開催が徐々に増えてきて、2月ごろには「エントリーシート」の提出なども始まります。

4年生になると「採用面接・選考」が始まり、5月ごろには「内々定」が出始め、6月には中小企業の採用活動も本格化してきます。

来年以降は、採用側企業や国側の対応を受けて、これらのスケジュールが遅くなっていくものと思われます。

妻に65歳から支給される振替加算の注意点

私は来年65歳になり、老齢基礎年金が受けられます。3歳年上の夫の厚生年金には加給年金(39万6千円)がついています。私が65歳になると夫の加給年金がなくなり、私の年金に振替加算がつくと聞きましたが、老齢基礎年金を繰り下げてもらおうと思っています。老齢基礎年金を繰り下げると振替加算も増えますか。

妻が65歳になると夫の加給年金は打ち切られ、妻の老齢基礎年金に振替加算が加算されます。ただし、老齢基礎年金を繰り下げしている間は振替加算が支給されません。また、振替加算は繰り下げをしても増えません。

1、振替加算とは

原則として加入期間が20年以上の老齢厚生年金や、1級・2級の障害厚生年金の受給権者に、生計を維持されている65歳未満配偶者がいる場合は、受給中の厚生年金に（定額部分の支給時から）加給年金額が加算されます。加給年金は対象配偶者が65歳に達すると、配偶者自身が老齢基礎年金を受けられるため打ち切りとなります。

ただし、65歳に達した配偶者の老齢基礎年金に「振替加算」として生年月日に応じた額を加算することにより、夫婦の年金額の低下を緩やかにしています。

なお、昭和61年4月1日に20歳未満(昭和41年4月2日以後生まれ)の人は、昭和61年4月以後60歳まで40年間加入できるため、振替加算は支給されません。

60歳から64歳	65歳	
特別支給の 老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢基礎年金
加給年金		
	65歳	
(妻の年金)	振替加算	老齢基礎年金

配偶者の生年月日	振替加算額
T15.4.2～S4.1	227,900
(省略)	
S19.4.2～S20.4.1	118,500
S20.4.2～S21.4.1	112,400
S21.4.2～S22.4.1	106,400
S22.4.2～S23.4.1	100,300
S23.4.2～S24.4.1	94,100
S24.4.2～S25.4.1	88,200
S25.4.2～S26.4.1	82,000
S26.4.2～S27.4.1	75,900
S27.4.2～S28.4.1	70,000
S28.4.2～S29.4.1	63,800
S29.4.2～S30.4.1	57,700
S30.4.2～S31.4.1	51,700
(省略)	
S41.4.2以降	0

2 振替加算の注意点

- ① 加給年金の対象となっている配偶者に、20年（中高齢特例は15年～19年）以上加入した老齢厚生年金が支給されるときや障害の年金が支給されるときは、振替加算は支給されません。
- ② 老齢基礎年金に加算される振替加算額は繰下げ請求しても増額対象とされません。
- ③ 老齢基礎年金を繰り下げしている期間は、振替加算は支給されません（夫が老齢厚生年金の繰り下げをしている期間は、加給年金も支給されない）。
- ④ 離婚時みなし被保険者期間を含めて20年以上有する妻が65歳に到達しても、妻に振替加算は行われません。
- ⑤ 振替加算を受給中の妻が離婚し、離婚時みなし被保険者期間を有することによって20年以上の老齢厚生年金を受ける場合には、振替加算が支給されなくなります。

退職前の有給休暇消化は拒否できない

女性社員が退職届をもってきて、残有給休暇30日を消化した日に退職したいといっています。当社の就業規則には30日前に退職届を提出するよう規定していますが、この休暇の使用を拒否してもよいでしょうか。

拒否できません。法律上の年次有給休暇は労働者の請求によりその時期に休暇が発生します。その休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合にその時季を変更することができるだけです。

仮にこの休暇が事業の正常な運営を妨げる場合であっても、変更する労働日が退職日を超えてしまいますので、このような時季変更権は行使できないとされています。

退職日前に出社規定を設ける

しかし、退職直前に何十日も有給休暇を取得されたのでは、業務の引継ぎはもちろん、得意先との関係等種々業務上の支障が発生させることになります。そこで、次のような方法が考えられます。

その方法とは、就業規則に「退職日からさかのぼって7労働日は事務引継ぎ及び欠員補充等のため現実に就労しなければならない。これに違反して会社の業務に支障を発生させた場合、退職金を減額することがある。」等の規定を設けておくことです。

特殊な事例ですが、タクシー会社において、「退職願を提出した日より7乗務（14日間）正常に勤務しなかった者には退職

手当を支給しない」との規定が裁判で有効とされており、具体的に業務の支障が発生した場合に認められています。

退職時には 有給休暇買い上げが許される

こうした規定をもとに退職社員に対し、退職直前の出社を行うよう説得するしか方法はありません。

さらに、有給休暇が残るようであれば、退職時に限ってその有給休暇を買い上げることも可能です。

年次有給休暇の買い上げは、原則として禁じられています。なぜなら、買い上げることでその休暇の取得を抑制することになるからです。

しかし、退職時は別です。残っている有給休暇を買い上げることが許されるとされています。（勿論、買い上げなくてもよい）

なお、解雇予告をした場合、解雇予告期間中に取得されなかった有給休暇の権利は消滅します。



●雇用保険の国庫負担割合引上げは行わず

財務省と厚生労働省は、雇用保険法で定める25%への引上げを予定していた国庫負担割合について、財源を確保するのが難しいとして、現行の13.75%からの引上げを見送る検討に入ったことがわかった。また、雇用保険料率についても現行の1.2%を来年度も維持する方針。(11月23日)

●福祉の若者の8割が「過重労働・低賃金」

若手福祉従事者ネットワークは、福祉の現場で働く若者の83%が「過重労働・低賃金」であると感じ、86%が「生涯続けたい」と考えているとする調査結果を発表した。現在の年収については、300万円未満が66.9%、200万円未満が33.6%だった。(11月21日)

●労災保険の障害等級 男女平等へ見直し

厚生労働省は、労災で顔などに大きな傷跡が残った場合の補償に男女で差があった障害等級を見直す考えを明らかにした。1947年の労災保険法の施行後、初めて男女差が見直される。「男女差のある国の基準は違憲である」とする今年5月の京都地裁判決を受けたもの。(11月20日)

●大卒者の平均初任給が3年ぶりに減少

厚生労働省が「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、2010年春入社の大卒者の平均初任給が19万7,400円（前年比0.7%減）となったことがわかった。減少したのは3年ぶり。高卒者は前年比横ばいの15万7,800円だった。(11月16日)

●卒業後3年以内は「新卒」扱い

厚生労働省は、卒業後3年以内は「新卒」と

して企業に応募できるよう、「青少年雇用機会確保指針」を改正した。若年者の就職活動を支援するためだが、同指針には罰則規定はない。(11月15日)

●中退共「事業主と同居の親族」も加入可能に

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成23年1月からは、同居の親族のみを雇用する事業所の従業員についても一定の要件を満たしていれば「従業員」として、加入することができるようになった。(11月13日)

●国民年金の事後納付「10年」に延長へ

与党と自民・公明両党は、「年金確保支援法案」に関して、3年間の時限立法とすることで合意したことが明らかになった。国民年金保険料の未払い分についての事後納付期間を現行の「2年」から「10年」に延長することなどが盛り込まれている。来年度から実施予定。(11月13日)

●医師らに賃金未払いで東京都が支払い

東京都立墨東病院が、医師ら（延べ136人）に対する未払い賃金があるとして向島労働基準監督署から是正勧告を受け、東京都が計約1億1,500万円の時間外労働手当を支給したことがわかった。他の都立病院でも同様の是正勧告を受けている。(11月9日)

●高額療養費制度見直し

政府は、高額療養費制度を見直し、高所得者層の負担上限を引き上げて、年収200万円台の低所得者層の負担を軽減する方針を明らかにした。年末までに見直し案をまとめた後に政令を改正し、来夏にも実施する考え。(11月8日)